

# 豊島区社会福祉法人指導監査実施結果

## 1 指導監査について

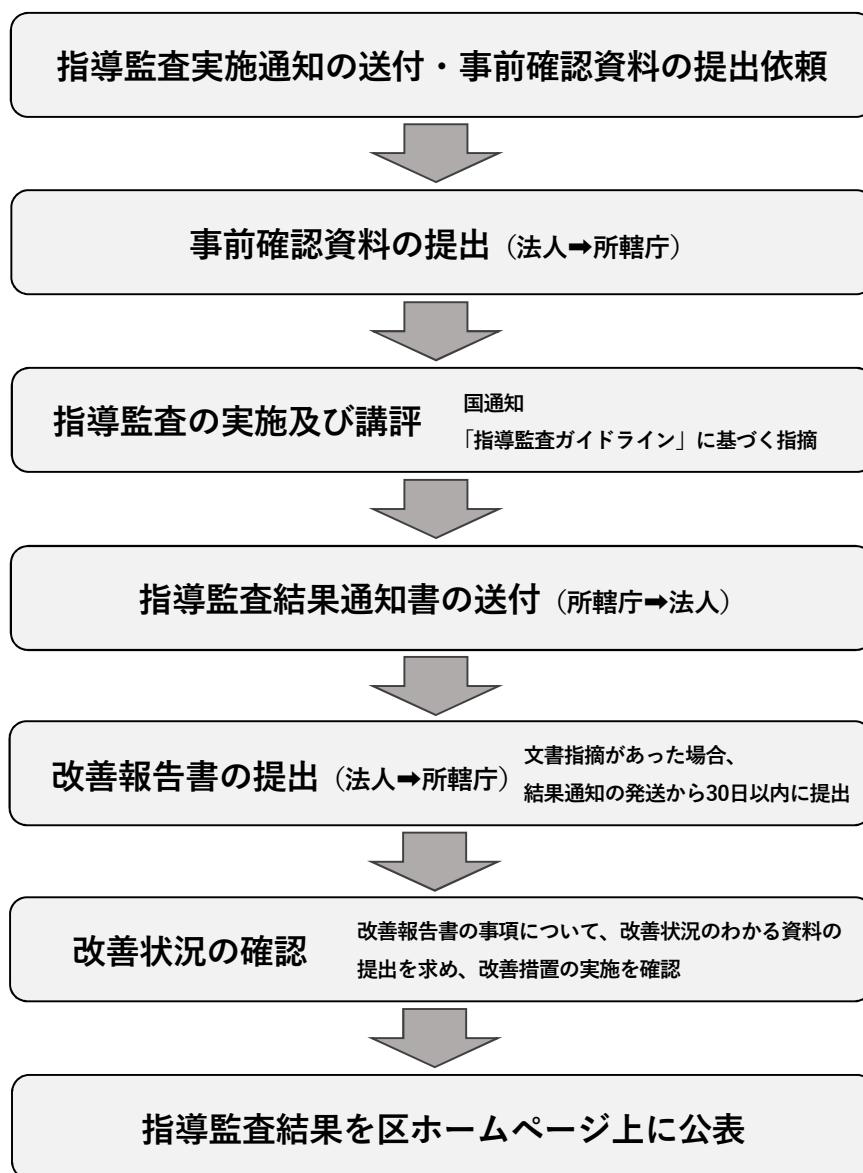
### ◆ 監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

### ◆ 監査の類型

社会福祉法人に対する指導監査には、「一般監査」と「特別監査」があります。一般監査は所轄庁で実施計画を策定した上で一定の周期（原則3年に1回）で実施し、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として隨時実施します。

### ◆ 監査実施の流れ



◆ 監査項目（一般監査） ※国通知「指導監査ガイドライン」に準拠

運 営 管 理	<b>I 法人運営</b>
	1 定款
	2 内部管理体制
	3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任 (2) 評議員会の招集・運営
	4 理事 (1) 定数 (2) 選任及び解任 (3) 適格性 (4) 理事長
	5 監事 (1) 定数 (2) 選任及び解任 (3) 職務・義務
	6 理事会 (1) 審議状況 (2) 記録
	7 会計監査人
	8 評議員、理事、監事、会計監査人の報酬 (1) 報酬 (2) 報酬等支給基準 (3) 報酬の支給
会 計 經 理	<b>II 事業</b>
	1 事業一般 2 社会福祉事業 3 公益事業 4 収益事業
	<b>III 管理</b>
	1 人事管理
	2 その他 (1) 特別の利益供与の禁止 (2) 社会福祉充実計画 (3) 情報の公表 (4) その他（苦情解決・登記等）
	<b>I 資産管理</b>
	1 基本財産 2 基本財産以外の財産 3 株式保有 4 不動産の借用
	<b>II 会計管理</b>
	1 規程・体制 2 会計処理 3 会計帳簿 4 附属明細書 5 債権債務の状況
	<b>III その他</b>
	1 契約等

◆ 指導の区分

区 分	内 容
文書指摘	関係法令又は関係通知等に違反する場合
口頭指摘	違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合
助 言	法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適當と認める場合

2 過去3年間の指導監査実施状況

◆ 一般監査実施法人

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 (R4.10.25実施)</li> <li>社会福祉法人若草保育園 (R5.01.24実施)</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人愛の家 (R5.12.14実施)</li> <li>社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 (R6.02.01実施)</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人地球郷 (R6.11.19実施)</li> <li>社会福祉法人みのり愛の会 (R7.01.23実施)</li> <li>社会福祉法人千早子どもの家 (R7.02.28実施)</li> </ul>

※豊島区の所轄法人は7法人。また、特別監査の実施はありません。

## ◆ 指導監査結果・改善状況の公表

過去3年間で実施した指導監査での文書指摘事項と改善状況は下表のとおりです。

	文書指摘事項	指摘根拠	改善状況	改善状況の確認方法
令和4年度	理事・監事選任の評議員会の議案を理事会で決議しておらず、監事選任の議案について監事の過半数同意がない。	・法43条(3) ・法45条の9(10) ・施行規則2条の12 ・G L I -5-(2)-1 ・G L I -6-(1)-2	○	監査以降の役員選任では、その選任に係る評議員会議案について事前に理事会決議がなされていることを議事録により確認。
	報酬規程に支給時期の規定がなく、役員等報酬が評議員会未承認である。	・法45条の35(2) ・施行規則2条の42 ・G L I -8-(2)-1	○	監査後、役員報酬規程に支給時期を定めた上で、評議員会で当該規程を承認したことを議事録等により確認。
	役員等報酬規程に支給方法の規定がなく、本来兼職できない「理事を兼ねる評議員」という規定がある等、条文記載の不備がある。	・法40条(2) ・施行規則2条の42 ・G L I -8-(2)-1	○	監査後、役員報酬規程のうち法令等に沿わない条文が削除され、支給方法についても追加されたことを改正後の当該規程により確認。
令和5年度	定款に規定された役職が設置されていない。	・法31条(1) ・G L I -1-1	○	欠員であった役職については、監査後選任されたことを辞令等により確認。
	定款に規定されている定款施行細則が定められていない。	・法31条(1) ・G L I -1-1	○	監査後、評議員会・理事会の開催や役員の執行権限等を定めた定款施行細則が定められていることを確認。
	月次報告が行われていない。	・G L III-3-(2)-1	○	監査以降、月次報告書の作成がなされ、経理規程の規定に沿って理事長への報告が行われていることを確認。
	議案に特別の利害関係を有する理事が議決に加わっている。	・法45条の14(5) ・G L I -6-(1)-2	○	監査以降、利害関係の有無の確認を理事会の招集通知書(出欠票)により実施していることを確認。
令和6年度	理事会議事録に、欠席した監事の押印がなされている。	・法45条の14(6) ・G L I -6-4-(2)-1	○	監査以降、議事録署名人への記名押印依頼時のダブルチェックにより、正しく押印がなされていることを確認。
	随意契約における業者選定理由が明確でない。	・入札通知1-(3) ・G L III-4-(4)-4	○	監査以降の備品購入契約においては、経理規程に基づき、相見積による業者決定がなされていることを確認。
	議案に特別の関係を有する評議員・理事がいるか確認していない。	・法45条の9(8) ・法45条の14(5) ・G L I -3-(2)-2 ・G L I -6-(1)-2	○	監査以降、利害関係のある理事の有無の確認を理事会開始時に行なうようにしたことを議事録により確認。
	理事がリモートで出席した場合の出席方法が議事録に記載されていない。	・法45条の14(6) ・施行規則2条の17(3) ・G L I -6-(2)-1	○	監査以降の理事会議事録にリモート参加者の欄が追加され、該当のある場合に記載するようにしたことを確認。

※指摘根拠の法令等は下記のとおり略称で記載しています。

- ・法：社会福祉法
- ・施行令：社会福祉法施行令
- ・施行規則：社会福祉法施行規則
- ・入札通知：国通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- ・G L：国通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別紙『指導監査ガイドライン』